環境保健行政について

平成19年1月15日 環境保健部

1.中央環境審議会における今後の化学物質対策の在り方に関する審議について

(1)背景

平成 18 年4月7日に閣議決定された第三次環境基本計画は、化学物質の環境リスクの低減に向けた取組を重点分野政策プログラムの一つに位置づけ、中長期的な目標及び施策の基本的方向を設定した上で、

科学的な環境リスク評価の推進

効果的・効率的なリスク管理の推進

リスクコミュニケーションの推進

国際的な協調の下での国際的責務の履行と積極的対応

を重点的取組事項に定めている。

今後は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下、化学物質排出把握管理促進法)及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の次期見直し等において、重点的取組事項に沿った施策をより具体化し、強力に展開していくことが求められている。

(2)諮問及び審議の開始

平成18年11月24日、環境大臣より中央環境審議会に対し、「今後の化学物質環境対策の在り方について」諮問。同日、環境保健部会に付議。

12月6日中央環境審議会環境保健部会において、化学物質環境対策小委員会を設置。

12月26日に第1回小委員会(委員長:佐藤洋東北大学大学院医学系研究科教授)を開催。

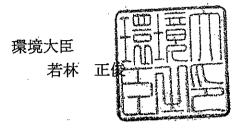
(3)今後の予定

第2回小委員会より化学物質排出把握管理促進法について、重点的に審議を 行い、平成19年夏頃を目途に中間取りまとめを行う予定。



諮 問 第 205 号 環保安発第061124003号 平成18年11月24日

中央環境審議会会長 鈴木 基之 殿



今後の化学物質環境対策の在り方について(諮問)

環境基本法(平成5年法律第91号)第41条第2項第2号の規定に基づき、 今後の化学物質環境対策の在り方について、貴審議会の意見を求める。

(諮問理由)

平成18年4月7日に閣議決定された第三次環境基本計画は、化学物質の環境リスクの低減に向けた取組を重点分野政策プログラムの一つに位置づけ、中長期的な目標及び施策の基本的方向を設定した上で、科学的な環境リスク評価の推進、効果的・効率的なリスク管理の推進、リスクコミュニケーションの推進、国際的な協調の下での国際的責務の履行と積極的対応を重点的取組事項に定めている。

今後は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)の次期見直し等において、重点的取組事項に沿った施策をより具体化し、強力に展開していくことが求められている。

こうした状況等を踏まえ、今後の化学物質環境対策の在り方について、所要の検討を行う必要がある。

第三次環境基本計画(化学物質)

- < 中長期目標(2025年頃まで) >
- ・リスクに関する科学的な知見の充実
- ・予防的アプローチの適用
- ・理解と相互信頼関係の構築と行動
- ・国際協調と国際貢献

- <施策の基本的方向>
- ・科学的な取組
- ・未然防止の確保
- ・理解と信頼の醸成と基盤整備
- ・国際面での情報発信と貢献

<重点的取組事項>

科学的な環境リスク評価の推進

効果的・効率的なリスク管理の推進

リスクコミュニケーションの推進

国際的な協調の下での国際的責務の履行と積極的対応

中央環境審議会

第三次環境基本計画を踏まえた 今後の化学物質環境対策 <法定見直し>

平成19年以降 化学物質排出把握管理促進法 平成21年以降 化学物質審査規制法 等

2.水俣病対策の現状について

(1)最高裁判決後の認定申請者・新保健手帳申請者数等の状況について

最高裁判決後の公健法認定申請者数(未処分者数)

4,751件(11月30日現在)

裁判の状況

一昨年10月以降、「水俣病不知火患者会」に所属する者のうち、1,155 人(第7陣まで)が、<u>国・熊本県・チッソを相手に、1人あたり850万円</u> を求め、損害賠償請求訴訟を提訴。

新保健手帳の交付状況

6,561件(11月30日現在)

<u>(2)新たな救済策のための実態調査について</u>

12月7日の与党水俣病問題に関するプロジェクトチーム(園田博之座長)の取りまとめを受けて、新たな救済策への第一歩として、認定基準を満たさないものの新たな救済策への対象となりうる者の人数や症状、ADL(日常生活の支障)等の実態を把握するための調査を実施する予定。

(3)水俣病発生地域の地域づくり対策について

水俣病発生地域の環境福祉対策の推進

- ・ 昨年9月に設置した<u>「水俣病発生地域環境福祉推進室」</u>を中心として、 水俣病発生地域の環境福祉対策について、地元のニーズの把握に努めてきた ところ。
- ・ これを受けて、平成19年度において、 胎児性水俣病患者等の生活支援施設の整備、 離島等への医師、保健師等の派遣等を進める予定。

水俣病公式確認50年事業

- ・ 水俣病公式確認50年事業として、5月1日の慰霊式をはじめ、みなまた写真・パネル展、みなまたもやいの日事業等を実施。
- ・ 今後、事業報告の取りまとめが行われ、3月末までに水俣病公式確認50 年事業実行委員会としての事業が終了される予定。
- (2)と(3) の強化のため、平成19年度予算案は10億増。

3. 石綿健康被害救済法に基づ〈受付及び認定等の状況

環境再生保全機構

1. 受付状況 11 月 30 日現在

	中皮腫	肺ガン	その他	計
療養者	920	407	70	1,397
施行前死亡者遺族	1,630	315	22	1,967
計	2,550	722	92	3,364

2. 認定等状況

療養者 12月6日現在

	中皮腫	肺ガン	その他	計
認定	375	97		472
不認定	27	14	32	73
取下げ(*1)	67	32	8	107
保留	180	131		311
計	649	274	40	963

^(*1)主な理由: 労災保険等支給、医学的資料が整わない。

施行前死亡者遺族 12月6日現在

	中皮腫	肺ガン	その他	計
認定	1,246	11		1,257
不認定	4	11	2	17
取下げ(*2)	99	33	0	132
保留	0	16		16
計	1,349	71	2	1,422

^(*2)主な理由: 労災保険等支給、優先請求順位者が別に存在、医学的資料が整わない。

4. 石綿による健康被害の救済に係る費用負担について

(1)事業主等からの拠出に係るこれまでの取組

事業主関係

石綿健康被害の救済に必要な費用については、<u>政府からの交付金等、</u> <u>地方公共団体からの拠出金、事業主からの拠出金等をもって充てる</u>こと とされている。

このうち、平成 19 年度から開始される事業主の拠出について、<u>有識者等による検討会(8月30日取りまとめ)</u>、中央環境審議会による審議(12月6日答申)等を経て、政省令の改正等を実施(12月20日公布)。

〔政省令の改正等で定められた内容〕

- ・一般拠出金率の算定方法
- ・一般拠出金率(0.05/1,000)
- ・特別事業主の要件
- ・特別拠出金の額の算定方法
- ・拠出金の納付方法等

地方公共団体関係

政府の交付金等(救済給付の支給に要する費用に限る。)の 1/4 に相当する金額(約92億円)について、平成19年度から10年間での拠出を要請。

11月24日に開催された全国知事会議において、十分な地方財政措置の実施等を前提に、拠出はやむを得ないとの意見を取りまとめ。

国においては、制度創設時の資金の交付、今後の事務費(一部)の負担を実施。

(2)今後の予定

地方財政措置の実施に向け総務省と連携するとともに、平成 19 年度からの費用の徴収について、十分な広報・周知を実施予定。